

公開草案 IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報開示に関する
全般的な要求事項」に対する意見

生命保険協会

2022年7月15日

－目次－

I	総括意見	3
II	「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に関する質問への回答	4
	質問 1(全体的なアプローチ)	4
	質問 2(目的)	5
	質問 3(範囲)	6
	質問 4(コア・コンテンツ)	7
	質問 5(報告企業)	9
	質問 6(つながりのある情報)	10
	質問 7(適正な表示)	11
	質問 8(重要性)	12
	質問 9(報告の頻度)	14
	質問 10(情報の記載場所)	15
	質問 11(比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬)	17
	質問 12(準拠表明)	18
	質問 13(発効日)	19
	質問 14(グローバル・ベースライン)	20
	質問 16(コスト、便益及び見込まれる影響)	21
	質問 17(その他のコメント)	22

I 総括意見

・我々、生命保険協会(LIAJ)は、2022年3月に公表された「IFRS サステナビリティ開示基準」の草案(以下、「本公開草案」という)に対して、意見を述べる機会を頂いたことに感謝の意を表明したい。

(グローバル・ベースライン)

・本公開草案が多数の日本企業が賛同している TCFD 提言をベースにグローバル・ベースラインとして開発されたことを歓迎する。しかしながら、本公開草案が各法域の定める基準の土台となるグローバル・ベースラインという位置づけであることに照らすと、特に S2 基準および産業別開示要求は開示項目の粒度が細かく、要求のトーンも過度に厳格化されており、TCFD 提言に沿った対応を進めている企業にとっても過大な負担となる可能性を懸念している。ISSB の基準に沿った開示を促進するためにも、ISSB の基準が各法域の基準の検討において各法域の実務・実態を考慮するうえで足枷となるよう、一定の柔軟性が確保される必要があるものと考えている。

(スコープ3排出量)

・保険業の移行リスクの開示要件である投資先の GHG 排出量は、投資先企業によって開示状態に差があること等から、保険会社によるスコープ 3 排出量の報告に関しては、現時点では画一的な内容を要求せず、開示情報の有用性・比較可能性・算出の負荷等を踏まえ、継続的な議論・検討を行っていくべきである。

-仮に画一的な開示を求められる場合には、データ整備等の体制整備を要することから相応の準備期間が必要となる。

-機関投資家の側面を持つ生命保険会社として、スコープ 3 のカテゴリー15(投資)は各投融資先企業の GHG 排出量の算定結果を受けて計算する必要があり、その集計には相応の時間を要することから、財務諸表と同じ報告期間を対象としない選択肢も含めて、柔軟な取扱いが認められるべきと考える。

(産業別開示要求・B17(保険))

・産業別開示要求は SASB スタンダードに基づいて作成されているが、産業分類及び各産業が開示すべき内容については各法域の事情等に応じた柔軟な取扱いが認められるべきと考える。

・産業別開示要求・B17 は「保険」として記載されているが、損害保険と生命保険ではビジネスモデルも影響度も大きく異なるため、開示項目ごとの整理が必要と考える。

・生命保険協会は、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社 42 社が加盟している。この意見が、収入保険料で世界の 11%程度¹の規模を占める日本の生命保険業界全体の意見であることを踏まえ、慎重に検討されることをお願いしたい。

¹ スイス再保険会社 sigma No.3/2021

II 「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要件事項」(S1)に関する質問への回答

質問 S1-1: 全般的なアプローチ

本公開草案は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業価値を評価し企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用なサステナビリティ関連財務情報を開示することを目的として、全般的な要件事項を定めている。

本公開草案における提案は、企業がさらされている重大な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある(material)情報を開示することを要求している。重要性(materiality)の評価は、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要な情報の文脈で行わなければならない。

- (a) 本公開草案は、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてについて、たとえそのようなリスク及び機会が具体的なIFRSサステナビリティ開示基準で扱われていないとしても、重要性がある(material)情報を識別し開示することが要求されることを明確に定めているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、どのようにすれば要件事項をより明確にすることができますか。
- (b) 本公開草案で提案されている要件事項は、その提案された目的(第1項)を満たすことに賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (c) 本公開草案で提案されている要件事項は、IFRS S2号「気候関連開示」[案]を含む他のIFRSサステナビリティ開示基準とどのように組み合わせて適用されるのかが明確であるか。その理由又はそうでない理由は何か。明確でない場合、提案のどのような点が不明確か。
- (d) 本公開草案で提案されている要件事項は、監査人及び規制当局が、企業がこの提案を遵守しているかどうかを決定するための適切な基礎となることに賛成するか。賛成しない場合、どのようなアプローチを提案し、それはなぜか。

回答

- ・企業がさらされている重大な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある(material)情報を開示するという本公開草案の要求は明確であり、その内容に賛成する。
- ・また、全般的なアプローチに関し、もう一点コメントしたい。パラ22において、財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに係る開示について定量的情報を提供することができない場合、定性的情報の提供を認めている点を支持する。

質問 S1-2: 目的(第 1 項から第 7 項)

本公開草案は、企業の企業価値に関するサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響(implications)を、情報の主要な利用者が評価するための十分な基礎を提供する、サステナビリティ関連財務情報を企業が開示するための要求事項案を示している。

企業価値は、短期、中期及び長期にわたる将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性、並びに企業のリスク・プロファイル、ファイナンスへの企業のアクセス及び資本コストに照らした当該キャッシュ・フローの価値についての予想を反映する。企業の企業価値を評価するために不可欠な情報には、企業が財務諸表で提供する情報及びサステナビリティ関連財務情報が含まれる。

サステナビリティ関連財務情報は、主要な利用者による企業価値の評価に影響を与える、財務諸表で報告される情報よりも幅広い情報である。企業は、企業がさらされている重大な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてに関して重要性がある(material)情報を開示することが要求される。したがって、サステナビリティ関連財務情報には、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業のガバナンス及びそれらに対処するための戦略に関する情報、並びに関連する財務諸表における認識規準をまだ満たしておらず将来のインフロー及びアウトフローが生じ得る、企業が行う意思決定に関する情報を含めなければならない。また、サステナビリティ関連財務情報は、人々、地球及び経済との関係並びにそれらに対する影響(impacts)及び依存など、企業が行った行動の結果としての企業の評判、パフォーマンス及び見通し、あるいは企業による知識に基づく(knowledge-based)資産の開発を描写するものである。

本公開草案では、企業の企業価値に影響を与える(effect)と合理的に予想される、重大な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報に焦点を当てている。

- 提案されているサステナビリティ関連財務情報を開示する目的は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- 「サステナビリティ関連財務情報」の定義は明確か(付録 A 参照)。その理由又はそうでない理由は何か。明確でない場合、定義をより明確にするための提案はあるか。

回答

- 企業の企業価値に関するサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響(implications)を、情報の主要な利用者が評価するための十分な基礎を提供する、サステナビリティ関連財務情報の開示を求める本公開草案の目的は明確であり、提示されている目的について賛成する。
- 「サステナビリティ関連財務情報」の定義は明確である。当該定義は、企業の企業価値に影響を与える(effect)と合理的に予想される、重大な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報に焦点を当てており、シングルマテリアリティの考えが維持されたものであり支持する。

質問 S1-3:範囲(第 8 項から第 10 項)

本公開草案における提案は、IFRS サステナビリティ開示基準に基づいてサステナビリティ関連財務情報を作成及び開示する際に適用されるものである。利用者による企業の企業価値の評価に影響を与えることが合理的に予想できないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、サステナビリティ関連財務情報の開示の範囲外である。

本公開草案は、どの法域における一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)でも(IFRS 会計基準でも他の一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)でも)、一般目的財務諸表を作成する企業が適用できるように作成されたものである。

本公開草案の提案は、(IFRS 会計基準に準拠した財務諸表だけではなく)どの法域における 一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)に準拠していても一般目的財務諸表を作成する企業に適用できるとすることに賛成するか。賛成しない場合、その理由は何か。

回答

・本公開草案が企業価値を評価するにあたっての包括的な基準、グローバル・ベースラインとの位置付けである点、開示範囲を一般目的財務報告の主要な利用者による企業の企業価値の評価に影響を与えることが合理的に予想できる内容にとどめている点を支持する。

質問 S1-4: コア・コンテンツ(第 11 項から第 35 項)

本公開草案では、主要な利用者が企業価値を評価できるような情報を企業が開示することを提案している。要求される情報は、企業がオペレーションを行う方法のコアとなる諸側面を表すものとなる。

このアプローチは、2020 年のサステナビリティ報告に関する評議員会の公開協議において、成功のための主要な要求事項に関する利害関係者からのフィードバックを反映し、TCFD の確立された作業 (well-established work) を基礎としている。

ガバナンス

本公開草案では、ガバナンスに関するサステナビリティ関連財務開示の目的を以下のように提案している。

一般目的財務報告の主要な利用者が、重大な(significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するためのガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようすること。

戦略

本公開草案では、戦略に関するサステナビリティ関連財務開示の目的を以下のように提案している。

一般目的財務報告の利用者が、重大な(significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会に 対処する企業の戦略を理解できるようにすること。

リスク管理

本公開草案では、リスク管理に関するサステナビリティ関連財務開示の目的を以下のように提案している。

一般目的財務報告の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理する単一又は複数のプロセスを理解できるようにすること。これらの開示により、利用者が、それらのプロセスが企業の総合的なリスク管理プロセスに統合されているかどうかを評価し、企業の総合的なリスク・プロファイル及びリスク管理プロセスを評価することができるようにならなければならない。

指標及び目標

本公開草案では、指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的を以下のように提案している。

一般目的財務報告の利用者が、重大な(significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会を企業がどのように測定、モニタリング及び管理するのかについて理解できるようにすること。これらの開示は、企業が設定した目標に向けた進捗を含め、企業がどのように自身のパフォーマンスを評価するのかについて利用者が理解できるようにしなければならない。

- (a) ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標についての開示目的は明確かつ適切に定義されているか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標についての開示要求は、それらの開示目的

に照らして適切か。その理由又はそうでない理由は何か。

回答

- ・本公開草案が TCFD 提言をベースとしている点は評価する。一方で、グローバル・ベースラインであるとの位置づけからすると、開示項目は粒度が細かく、要求のトーンも過度に厳格化されているとの印象を持っており、ISSB の作成する基準は、各法域の基準の検討において各法域の実務・実態を考慮するうえで足枷とならないよう一定の柔軟性が確保される必要があると考える。
- ・また、異なる ISSB 基準間での開示の重複を避けるという ISSB の方針(S1 のパラ 78 等)に賛成する。こうした方針がすべての基準間で徹底されることを望む。

質問 S1-5: 報告企業(第 37 項から第 41 項)

本公開草案では、サステナビリティ関連財務情報は、関連する一般目的財務諸表と同じ報告企業について提供することを要求することになることを提案している。

本公開草案では、企業がさらされている重大な(significant)サステナビリティに関するリスク及び機会のすべてに関して、重要性がある(material)情報を開示することを要求している。そのようなリスク及び機会は、以下のようなバリュー・チェーンにおける活動、相互作用及び関係並びに資源の利用に関連している。

- ・企業の雇用慣行及びサプライヤーの雇用慣行、企業が販売する製品の包装に関連する廃棄物、又は企業のサプライ・チェーンを分断する可能性がある事象
- ・企業が支配する資産(例えば、希少な水資源に依存する生産設備など)
- ・関連会社及び共同支配企業を含む、企業が支配する投資(共同支配企業を通じて温室効果ガスを排出する活動に資金提供するなど)
- ・資金源

また、本公開草案では、サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を開示することを提案している。

- (a) サステナビリティ関連財務情報を、関連する財務諸表と同じ報告企業について提供することを要求すべきであることに賛成するか。賛成しない場合、その理由は何か。
- (b) バリュー・チェーンにおける活動、相互作用及び関係、並びに資源の利用に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するという要求事項は、明確で一貫性がある適用が可能か。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、どのような追加的な要求事項又はガイダンスが必要か、また、それはなぜか。
- (c) 提案されている関連する財務諸表を識別することについての要求事項に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。

回答

- ・本公開草案では、サステナビリティ関連財務情報は、関連する一般目的財務諸表と同じ報告企業について提供することを求めている点について賛成する。パラ 37(サステナビリティ関連財務開示の範囲)において、開示情報は親会社及びその子会社に関するものとされているが、グループ内の子会社によっては親会社と同水準の情報開示が困難なケースも想定される。したがって、情報の種類や内容、企業の特性等を踏まえた柔軟な取扱いが必要と考える。
- ・また、バリュー・チェーンにおけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を含める意義についても賛成するが、バリュー・チェーンの定義の捉え方は企業によって異なり、開示内容には幅が生じてくる可能性があるため、将来的な調整の必要性についても留意すべきである。

質問 S1-6: つながりのある情報(第 42 項から第 44 項)

本公開草案は、以下の情報の間のつながりを一般目的財務報告の利用者が評価できるようにする情報を提供することを要求することを提案している。(a)さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会、(b)それらのリスク及び機会に関連するガバナンス、戦略及びリスク管理並びに、(c)サステナビリティ関連のリスク及び機会と、財務諸表を含む一般目的財務報告に含まれる他の情報。

- (a) さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりの必要性について、要求事項は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) サステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表を含む一般目的財務報告における情報とのつながりを識別し説明するという要求事項に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。

回答

- ・情報の間のつながりを一般目的財務報告の利用者が評価できるようにする情報を提供するという要求は明確であり、賛成する。ただし、「つながり」の度合いや考え方については企業によって捉え方が異なり、開示内容にも幅が出てくることが想定されるため、将来的な調整の必要性についても留意すべきである。

質問 S1-7: 適正な表示(第 45 項から第 55 項)

本公開草案は、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するために、完全な 1 組のサステナビリティ関連財務開示を要求することを提案している。適正な表示には、本公開草案で提案されている原則に従って、サステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現することを要求することになる。IFRS サステナビリティ開示基準を適用し、必要に応じて追加的な開示を行うことで、適正な表示を達成するサステナビリティ関連財務開示が得られるものと推定される。

重大な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、企業は IFRS サステナビリティ開示基準を適用することとなる。サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために、IFRS サステナビリティ開示基準に加え、産業別の SASB スタンダードにおける開示トピック、ISSB の強制力のないガイダンス(水及び生物多様性関連開示のための CDSB フレームワーク適用ガイダンスなど)、一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書、及び同じ産業又は地域でオペレーションを行う企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会も考慮しなければならない。

企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業価値にどのような影響を与えるか(could affect)を評価するのに役立つと思われる開示(指標を含む。)を識別するために、企業は関連する IFRS サステナビリティ開示基準を適用することになる。サステナビリティ関連のリスク及び機会に具体的に適用される IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合、企業は、以下の条件を満たす開示を識別するにあたり自らの判断を用いなければならない:(a)一般目的財務報告の利用者の意思決定のニーズに関連性がある。(b)特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のリスク及び機会を忠実に表現する。(c)中立性がある。この判断を行うにあたり、企業は、IFRS サステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、前の段落で識別したものと同じ情報源を考慮することになる。

- (a) 企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するという提案(情報の集約に関する提案を含む。)は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するためのガイダンスの情報源に賛成するか。賛成しない場合、企業はどのような情報源を検討することを要求されるべきであり、それはなぜか。また、代替的な情報源がある場合、本公開草案で提案されているサステナビリティ関連財務情報の開示の目的とどのように整合しているかを説明されたい。

回答

・一般目的財務報告の利用者による活用の観点から、公正・適正な表示が求められる点は明確であり、賛成する。ただし、サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するためのガイダンスの情報源については、その活用自体には賛成するも、各法域の個別事情を踏まえ、情報源を特定する必要はないと考える。

質問 S1-8: 重要性(materiality) (第 56 項から第 62 項)

本公開草案では、IASB の「一般目的財務報告の概念フレームワーク」及び IAS 第 1 号の定義と整合するように、重要性がある(material)情報を定義している。情報は、「その情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりしたときに、一般目的財務報告の主要な利用者が、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告に基づいて行う意思決定に影響を与える(influence)と合理的に予想される場合には、重要性がある(material)」とされている。

しかし、サステナビリティ関連財務情報は、財務諸表に含まれる情報とは性質が異なるため、重要性(materiality)に関する判断はさまざまなものとなる。また、情報に重要性がある(material)かどうかは、企業価値との関係で評価する必要がある。

企業が開示する重要性がある(material)サステナビリティ関連財務情報は、状況や前提が変化し、報告の主要な利用者の期待も変化するため、報告期間ごとに変化する可能性がある。したがって、企業は何に重要性がある(material)かを識別するために判断を行う必要があり、重要性(materiality)の判断は報告日ごとに再評価する。本公開草案では、IFRS サステナビリティ開示基準に特定の開示要求があったとしても、結果としての情報に重要性がない場合には、企業はその開示を行う必要はないとしている。同様に、特定の要求事項が利用者の情報ニーズを満たすのに不十分な場合、企業は追加的な情報を開示するかどうかを検討することが要求されることとなる。このアプローチは、IAS 第 1 号の要求事項と整合している。

また、本公開草案では、現地の法令によって開示が禁止されている情報については、開示する必要はないとしている。この場合、企業は、開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならない。

- (a) サステナビリティ関連財務情報の文脈において、重要性(materiality)の定義及び適用は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 提案されている重要性(materiality)の定義及び適用は、時間の経過も含めて、特定の企業の企業価値に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会の幅広さを捉えると考えるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (c) 本公開草案と関連する例示的ガイドラインは、重要性がある(material)サステナビリティ関連財務情報を識別するために有用か。その理由又はそうでない理由は何か。有用でない場合、どのような追加ガイドラインが必要で、それはなぜか。
- (d) 本公開草案で要求されている情報の開示が現地の法令で禁止されている場合、その開示を免除する提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、それはなぜか。

回答

- ・重要性の判断について、「重要性(materiality)は関連性の企業固有の一側面であり、その情報が関連する項目の性質又は大きさ(又はこの両方)に基づくものである。したがって、本基準[案]では、重要性(materiality)についての統一的な量的閾値を明示することや、特定の状況において何に重要性がある(material)ものとなり得るかを前もって決定することはしない。」(パラ 58)のとおり、企業が自主的・能動的に判断を行うこととした点を評価する。
- ・また、「企業は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない(not material)場合には、提供する必要はない。このことは、IFRS サステナビリティ開示基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても該当する。」(パラ 60)とあ

るよう、重要性のない事項については開示を不要とした点を評価する。

- ・重要性のない事項については、重要性がないと判断した理由の開示も必要ないという認識でよい
か確認したい。

質問 S1-9: 報告の頻度(第 66 項から第 71 項)

本公開草案は、企業がサステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告することを要求し、サステナビリティ関連財務開示は財務諸表と同じ報告期間を対象とすることを提案している。

サステナビリティ関連財務情報の開示を、関連する財務諸表と同時に提供することが要求されるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。

回答

- ・企業がサステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告することを要求する本公開草案の提案には賛成しない。
- ・例えば、GHG 排出量の場合、日本においては、多くの企業の決算期が 3 月末、財務情報の法定開示が 6 月末日期限とされているところ、GHG 排出量を多量に排出する企業については法律(地球温暖化対策の推進に関する法律)に基づく算定・報告が義務付けられており、その報告期日は 7 月末日とされている。7 月末日の報告期日から連結を含めた集計作業を行う必要があることを踏まえると、同時報告は困難であり、財務諸表と同時に提供することについては、各法域の事情を踏まえ、柔軟な取扱いが必要と考える。
- ・また、機関投資家の側面を持つ生命保険会社として、スコープ 3 のカテゴリー15(投資)は各投融資先企業の GHG 排出量の算定結果を受けて計算する必要があり、その集計には相応の時間を要することから、財務諸表と同じ報告期間を対象としない選択肢も含めて、柔軟な基準を設けるべきである。

質問 S1-10: 情報の記載場所(第 72 項から第 78 項)

本公開草案は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報を、一般目的財務報告、すなわち投資者やその他の金融資本の提供者を対象とした報告パッケージの一部として開示することを企業に要求することを提案している。

しかし、本公開草案では、企業が効果的かつ一貫した方法で情報を伝達する能力を制限しないよう、また、一般目的財務報告に関する特定の法域の規制上の要求事項との衝突を防ぐために、一般目的財務報告の中の特定の場所で情報を提供するように要求することを意図的に回避している。

本提案は、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報を、規制当局が要求する情報など、他の要求事項を満たすために開示する情報と同じ場所で開示することを容認している。しかし、企業は、サステナビリティ関連財務開示が明確に識別可能であり、その追加的な情報によって不明瞭にならないことを確保することが求められる。

IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報は、相互参照により含めることも可能である。ただし、その情報は、一般目的財務報告の利用者が相互参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であることが条件である。例えば、IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報は、関連する財務諸表で開示することができる。

また、本公開草案では、IFRS サステナビリティ開示基準が共通の情報項目の開示を要求する場合、企業は不必要的繰り返しを避けなければならないとすることを提案している。

- (a) サステナビリティ財務情報開示の記載場所に関する提案に同意するか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 記載場所に関する提案にかかわらず、本公開草案で要求されている情報の提供を困難にするような、法域特有の要求事項を承知しているか。
- (c) IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報は、一般目的財務報告の利用者が相互参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であることを条件に、相互参照により含めることができるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) 企業は、個々のサステナビリティに関連のリスク及び機会について、ガバナンス、戦略及びリスク管理の各側面について別個に開示する必要はなく、特に関連するサステナビリティの課題が同じアプローチ又は統合的な方法(又はこの両方)で管理されている場合、統合的な開示を行うことが推奨されていることは明確か。その理由又はそうでない理由は何か。

回答

- ・本公開草案が新たに求めている開示情報は大量となることが想定されるため、草案が示すとおり、一般目的財務報告の中の特定の場所で情報を提供するよう求めない考えに賛成する。草案どおり、財務情報開示とは別の場所での開示を認める考えは堅持すべきである。
- ・また IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報が一般目的財務報告との相互参照により含めることができた方がよいが、条件として一般目的財務報告との同時開示を求めていため、質問 9への回答に記載の理由から、賛成しない。
- ・個々のサステナビリティに関連のリスク及び機会について、ガバナンス、戦略及びリスク管理の各側面について別個に開示する必要はなく、特に関連するサステナビリティの課題が同じアプローチ又は統合的な方法(又はこの両方)で管理されている場合、統合的な開示を行うことを認める点は

支持する。

質問 S1-11: 比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬(第 63 項から第 65 項、第 79 項から第 83 項及び第 84 項から第 90 項)

本公開草案は、比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉、並びに誤謬に関して提案された要求事項を示している。これらの提案は、IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号に含まれる、財務諸表の対応する概念を基礎としている。しかし、本公開草案では、見積りの変更を当期の開示の一部として報告することを要求するのではなく、実務上不可能な場合を除き、更新された見積りを反映した比較情報を開示する、すなわち、より良い見積りを反映するために比較対象を修正再表示することを提案している。

また、公開草案は、サステナビリティ関連財務開示に含まれる財務データ及び仮定は、可能な限り、企業の財務諸表で使用されている対応する財務データ及び仮定と整合的でなければならないという要求を含んでいる。

- (a) これらの全般的な特徴は、提案に適切に適合しているか。していない場合、何を変えるべきか。
- (b) 前年度に報告された指標をより適切に測定できる場合、比較情報において更新された指標を開示することに賛成するか。
- (c) サステナビリティ関連財務開示における財務データ及び仮定は、可能な限り、企業の財務諸表で使用されている対応する財務データ及び仮定と整合的なものとするという提案に賛成するか。この要求事項が適用できないような状況を承知しているか。

回答

- ・本公開草案で提示されている比較情報の開示が一般目的財務報告の利用者にとって有用であるという点は賛成する。ただし、例えば過年度の開示値の修正が必要な場合でも、軽微なものについてはその対象から除外する等、企業の負担も考慮しつつ、重要性に応じた柔軟な対応も検討すべきである。

質問 S1-12: 準拠表明(第 91 項から第 92 項)

本公開草案は、企業が IFRS サステナビリティ開示基準への準拠を表明するためには、本公開草案の提案と、適用される IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠することを求める 것을 提案している。さらに、企業は、これらの要求事項のすべてに準拠している旨の明示的かつ無条件の記述を含めることが要求される。

本公開草案は、企業に対する救済措置を提案している。IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報を開示することが、現地の法令によって禁止されている場合は、企業は当該情報を開示することが要求されない。この救済措置を利用する企業は、IFRS サステナビリティ開示基準の準拠を主張することを妨げられるものではない。

本提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

回答

・本公開草案の準拠表明に係る提案については賛成する。また、現地の法令によって禁止されている場合は、企業は当該情報を開示することを要求しない救済措置を設けている点を支持する。

質問 S1-13: 発効日(付録 B)

本公開草案では、ISSB が定める発効日よりも前に適用することを認めることを提案している。また、適時の適用を促進するために、適用初年度における比較情報の表示に関する要求事項についての救済措置を提案している。

- (a) ISSB が発効日を定める場合、最終基準書の公表後どの程度の期間が必要か。提案を適用する企業、サステナビリティ関連財務情報開示を利用する企業等が必要とする準備について、具体的な情報を含めて、回答の理由を説明されたい。
- (b) ISSB が、適用初年度における比較情報の開示に関する救済措置を提案することに賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。

回答

- ・本公開草案で要求されている開示内容は極めて細則的であるため、開示にあたってのデータ整備等の体制整備が必要であることから、適用までに相応の期間(最低 2 年超)が必要と考える。
- ・なお、適用初年度の比較情報の開示に関して救済措置を設ける点については賛成する。

質問 S1-14: グローバル・ベースライン

IFRS サステナビリティ開示基準は、一般目的財務報告の利用者が企業価値の評価を行うことを可能とするためのニーズを満たすことを意図しており、企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインを提供している。その他の利害関係者も、サステナビリティ関連のリスク及び機会の影響(effects)に关心を持っている。それらのニーズは、規制当局や法域を含む、他者によって設定された要求事項によって満たされる可能性がある。ISSB は、そのような他者による要求事項が、IFRS サステナビリティ開示基準によって設定された包括的なグローバル・ベースラインの上に構築されることを意図している。

本公開草案の提案の中で、IFRS サステナビリティ開示基準がこのような形で利用されることを制限すると考えられる特定の側面はあるか。ある場合、それはどの側面で、それはなぜか。また、代わりに何を提案し、それはなぜか。

回答

・そのような側面は無いと考える。本公開草案が企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインとして位置づけられている点を評価する。グローバル・ベースラインという位置づけで適用されるべく、本基準は過度に画一的かつ厳格な内容としない扱いを維持することが望ましい。

質問 S1-16:コスト、便益及び見込まれる影響(effects)

ISSB は、本公開草案の提案の適用がコストと便益を適切にバランスさせることを約束している。

- (a) これらの提案の見込まれる影響を分析する上で ISSB が考慮すべき、この提案の適用により見込まれる便益及び適用により見込まれるコストについて、コメントはあるか。
- (b) 提案の継続的な適用にかかる ISSB が考慮すべきコストについて、コメントはあるか。

回答

・本公開草案が、適用にかかるコストと便益を適切にバランスさせることを意識している点は評価する。ただし、本公開草案が求めている開示にかかるコストについては、現時点では不透明な部分もある点を考慮し、開示企業の負担が過度なものとならないよう殊更留意すべきである。

質問 S1-17: その他のコメント

本公開草案で示された提案について、他にコメントはあるか。

回答

・パラ 31(b)（指標の測定が外部機関によって検証されているかどうか）に関し、開示する指標に係る外部機関の検証の有無については、企業の自主性が尊重されていると理解しており、そのことを評価する。外部機関検証の義務化は、情報開示のスピードの鈍化につながる可能性があるため、今後も企業の自主性が尊重されるべきである。

以上